

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標 新旧対照表

（赤字・下線部分は変更箇所）

変更前	変更案
目 次	目 次
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	I. 政策体系における法人の位置付け及び役割
II. 中長期目標の期間	II. 中長期目標の期間
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発	1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発
(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発	(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発
(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発	(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発
(3) 放射線影響・被ばく医療研究	(3) 放射線影響・被ばく医療研究
(4) 量子ビームの応用に関する研究開発	(4) 量子ビームの応用に関する研究開発
(5) 核融合に関する研究開発	(5) 核融合に関する研究開発
2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進	2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進
3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進	3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進
4. 公的研究機関として担うべき機能	4. 公的研究機関として担うべき機能
(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能	(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能
(2) 福島復興再生への貢献	(2) 福島復興再生への貢献

変更前	変更案
<p>(3) 人材育成業務 (4) 施設及び設備等の活用促進 (5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化・効率化 3. 人件費管理の適正化 4. 情報公開に関する事項 <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備に関する事項 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項 3. 人事に関する事項 	<p>(3) 人材育成業務 (4) 施設及び設備等の活用促進 (5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立 2. 業務の合理化・効率化 3. 人件費管理の適正化 4. 情報公開に関する事項 <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設及び設備に関する事項 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項 3. 人事に関する事項

変更前	変更案
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から<u>平成 35 年(2023 年)</u> 3 月 31 日までの 7 年とする。</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 III. 1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 (略) III. 1. (1)・(2) (略) III. 1. (3) 放射線影響・被ばく医療研究 (略) 1) 放射線影響研究 (略) 2) 被ばく医療研究 <u>国の 3 次被ばく医療機関</u> (平成 27 年 8 月 26 日より、高度被ばく医療支援センター)として牽引的役割を担うことで得られた成果(線量評価、体内汚染治療等)をより発展させ、高度被ばく医療において、引き続き先端的研究開発を行う。さらに、緊急時の被ばく線量評価を行う技術の高度化を進めるため、高線量から低線量までの放射線作用の指標となる物理及び生物学的変化の検出・定量評価に係る研究を行う。</p> <p>III. 1. (4)・(5) (略)</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間 中長期目標の期間は平成 28 年(2016 年)4 月 1 日から<u>令和 5 年(2023 年)</u> 3 月 31 日までの 7 年とする。</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 III. 1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 (略) III. 1. (1)・(2) (略) III. 1. (3) 放射線影響・被ばく医療研究 (略) 1) 放射線影響研究 (略) 2) 被ばく医療研究 <u>国の被ばく医療の中核的な機関</u> (平成 27 年 8 月 25 日まで 3 次被ばく医療機関、平成 27 年 8 月 26 日より高度被ばく医療支援センター、平成 31 年 4 月 1 日より基幹高度被ばく医療支援センター)として牽引的役割を担うことで得られた成果(線量評価、体内汚染治療等)をより発展させ、高度被ばく医療において、引き続き先端的研究開発を行う。さらに、緊急時の被ばく線量評価を行う技術の高度化を進めるため、高線量から低線量までの放射線作用の指標となる物理及び生物学的変化の検出・定量評価に係る研究を行う。</p> <p>III. 1. (4)・(5) (略)</p>

変更前	変更案
<p>Ⅲ. 2・3. (略)</p> <p>Ⅲ. 4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>Ⅲ. 4. (1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>原子力規制委員会の原子力災害対策・放射線防護のニーズに応える技術支援機関及び災害対策基本法や国民保護法等に位置付けられている指定公共機関並びに<u>高度被ばく医療支援センター</u>としての機能を確実に確保するため、<u>専門的・技術的な研究水準の向上や組織体制の整備を図るとともに、機構としての専門人材の確保・育成を継続的かつ計画的に進める。</u></p> <p><u>また、原子力災害医療体制における高度被ばく医療支援センターとして、原子力災害時の医療体制に貢献するため、他の支援センターとも連携・交流し、地域の原子力災害拠点病院等では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門研修等を行う。</u></p> <p>さらに、放射線の影響、被ばく医療や線量評価等に関するデータを継続的に収集整理・解析し、UNSCEAR、IAEA、WHO、ICRP などの国際機関等へ積極的に情報提供などを行うとともに、放射線被ばく、特に、人と環境に対する低線量被ばくの影響について正確な情報を国民に広く発信する。</p>	<p>Ⅲ. 2・3. (略)</p> <p>Ⅲ. 4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>Ⅲ. 4. (1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>原子力規制委員会の原子力災害対策・放射線防護のニーズに応える技術支援機関及び災害対策基本法や国民保護法等に位置付けられている指定公共機関並びに<u>基幹高度被ばく医療支援センター</u>としての機能を確実に確保する。<u>原子力災害や放射線事故等は、発生した場合には影響が甚大であるため、専門人材の育成が極めて重要である。そのため、専門的・技術的な研究水準の向上や組織体制の整備を図るとともに、我が国において中核的な役割を担うことのできる専門人材を機構内で確保することを継続的かつ計画的に進める。また、大学を含む研究機関と連携し、このような専門人材の育成も継続的かつ計画的に進める。</u></p> <p><u>具体的には、原子力災害医療体制における基幹高度被ばく医療支援センターとして、原子力災害時の被ばく医療体制に貢献するため、他の高度被ばく医療支援センターを先導する中核的な役割を担い、地域の原子力災害拠点病院等では対応できない緊急時の被ばく線量評価、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門研修等を行う。</u></p> <p>さらに、放射線の影響、被ばく医療や線量評価等に関するデータを継続的に収集整理・解析し、UNSCEAR、IAEA、WHO、ICRP などの国際機関等へ積極的に情報提供などを行うとともに、放射線被ばく、特に、人と環境に対する低線量被ばくの影響について正確な情報を国民に広く発信する。</p>

変更前	変更案
<p>Ⅲ. 4. (2) ～ (4) (略)</p> <p>Ⅳ. ～ Ⅴ. (略)</p> <p>Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>Ⅵ. 1. 施設及び設備に関する事項</p> <p>業務の遂行に必要な施設や設備については、重点的かつ効率的に、更新及び整備を実施する。</p> <p>Ⅵ. 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項</p> <p>機構の業務運営に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する。</p> <p>Ⅵ. 3. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的に業務を遂行するために、女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関する計画を策定し戦略的に取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適切かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させることにより、意欲及び資質の向上を図るとともに、責任を明確化させ、また、適材適所の人事配置を行い、職員の能力の向上を図る。</p>	<p>Ⅲ. 4. (2) ～ (4) (略)</p> <p>Ⅳ. ～ Ⅴ. (略)</p> <p>Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>Ⅵ. 1. 施設及び設備に関する事項</p> <p>業務の遂行に必要な施設や設備については、重点的かつ効率的に、更新及び整備を実施する。</p> <p>Ⅵ. 2. 国際約束の誠実な履行に関する事項</p> <p>機構の業務運営に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する。</p> <p>Ⅵ. 3. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的に業務を遂行するために、女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関する計画を策定し戦略的に取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適切かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させることにより、意欲及び資質の向上を図るとともに、責任を明確化させ、また、適材適所の人事配置を行い、職員の能力の向上を図る。</p> <p><u>なお、機構の人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号) 第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</u></p>